

補助事業の概要（高圧ガス事業所）

1.目的

中小企業の防災対策を促進するため、中小企業が保有する産業保安施設等について、耐震基準への適合状況を調査する事業に必要な経費の一部を補助することにより災害への対策を推進する。

（所管行政；経済産業省 商務流通保安グループ 保安課）

2.対象事業者規模

中小企業基本法に定める中小企業者並びに中小企業者が含まれる組合

（注）中小企業者の定義については、中小企業庁の定義による。日本標準産業分類による業種を4区分（卸売業、小売業、サービス業、製造業他）に分類し、それぞれの区分で資本の額（又は出資の総額）又は従業者の数の基準のいずれかに該当するものを中小企業者としている。

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

3.交付対象

（1）補助対象費用

高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和56年10月26日通商産業省告示第515号）（以下、「耐震告示」という）に対する適合状況の調査に係わる費用

（注）「適合状況の調査」とは耐震告示に定める地震動にたいする耐震性能の評価による適合状況を判定することを意味する。

（2）補助対象となる高圧ガス事業者

- ① 高圧ガス保安法上の「製造」、又は「貯蔵」に係わる都道府県知事の許可、又は届出事業者
- ② 液化石油ガス法上の特定供給設備に係わる都道府県知事許可事業者

(3) 対象設備

高圧ガス保安法、又は液石法における塔類、槽類若しくは配管であり、下記事項のいずれかを満たすこと。なお、いずれも当該設備の支持構造物、及び基礎を含む。

①塔類の場合

- a) 反応、分離、精製、蒸留等を行う高圧ガス設備（貯槽を除く。）であって当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが 5 m 以上のもの
- b) 凝縮器であって縦置円筒形で胴部の長さが 5 m 以上のもの

②貯槽の場合

- a) 貯槽であって貯蔵能力が 3 0 0 m³、又は 3 トン以上のもの
- b) 受液器であって内容積が 5, 0 0 0 リットル以上のもの

③配管の場合

- a) 冷媒設備に係わる配管（外径が 4 5 mm 以上）であって内容積が 3 m³ 以上のもの、又は耐震設計構造物である塔槽類に接続されているもの
- b) 高圧ガス設備に係わる地盤面上の配管（外径 4 5 mm 以上）であって、地震防災遮断弁で区切られた間の内容積が 3 m³ 以上のもの、又は耐震設計構造物である塔槽類から地震防災遮断弁までの間のもの
- c) 液石法の特定供給設備において液状の液化石油ガスが通る地盤面上の受入管、及び供給管（外径 4 5 mm 以上）であって、耐震設計構造物である貯槽から地震防災遮断弁までの間のもの

(4) 対象設備の設置時期

①塔、貯槽の場合

⇒昭和 57 年 3 月末までに設置の許可、又は変更の許可を受けたものであること

（昭和 57 年 4 月 1 日以降に「耐震上軽微な変更の工事」以外の工事について設置の許可、又は変更の許可を受けたものを除く。）

(2) 配管の場合

⇒平成 10 年 3 月末までに設置の許可、又は変更の許可を受けたものであること

※許可を受けたもののみでなく届出を行ったものも含む。

(平成 10 年 4 月 1 日以降に「耐震上軽微な変更の工事」以外の工事について設置の許可、又は変更の許可を受けたものを除く。※上記と同様に、許可を受けたもののみでなく、届出を行ったものも含む。)

4. 補助率

補助対象経費の 1/2 ただし、上限は 10,000 千円とする。

5. 募集期間

平成 25 年 3 月 19 日～平成 26 年 3 月 31 日

※公募期間中であっても予算額に達した時点で募集締切

(注) その他詳細については、「中小企業産業保安施設等防災診断事業補助金交付規程」、「申請の手引き(高圧ガス事業所)」を参照願います。(<http://www.ilpa.or.jp> に掲載)

<本補助事業に関する問合せ窓口>

一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会

根木 ; neki@ilpa.or.jp

Tel 03-5777-6167 Fax 03-5777-6168